

各都保健所長 殿

福祉保健局保健政策部長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた難病・肝炎等の
公費負担医療の取扱いについて (通知)

日頃から東京都の難病・肝炎等の対策に御理解、御協力いただきありがとうございます。

今般の新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))の発生の状況等に鑑み、「児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令の公布及び施行について」(令和2年4月30日付健発0430第3号・障発0430第5号厚生労働省健康局長、社会・援護局障害保健福祉部長連名通知)が発出されました。また、その他の公費負担医療等の取扱いについても、別添のとおり厚生労働省から同日付けで事務連絡が発出されました。

これを受けて、東京都においても下記のとおり取り扱うこととしましたので、御了知の上、御協力をお願いいたします。

記

1 当通知の対象となる医療費助成

- (1) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第1項の規定に基づく特定医療費の支給認定
- (2) 特定疾患治療研究事業
- (3) 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業
- (4) 肝炎治療特別促進事業(B型ウイルス肝炎(核酸アナログ製剤治療)に限る)
- (5) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

2 具体的な取扱い

- (1) 医療受給者証及び[㊦]医療券(以下「受給者証等」という。)の有効期間
現に受給者証等の交付を受けている者であって、令和2年3月1日から令和3年2月28日までに受給者証等の有効期間が満了する対象者について、受給者証等の有効期間を1年延長する。
なお、上記1(2)のうち、有効期間が6か月のものについては、延長期間も6か月とする。
- (2) 受給者証等の取扱い
6月下旬以降、有効期間が満了している者から順に、有効期間を1年延長した受給者証等を送付する予定であるが、新しい受給者証等が届くまでの間は、現に交付されているものを使用することとして差し支えない。

3 医療機関等への周知

東京都医師会、東京都歯科医師会、東京都薬剤師会及び東京都病院経営本部に対し、上記の取扱いを行う旨の文書を送付するほか、東京都のホームページにおいても周知を行います。

【東京都ホームページ】

(1) 難病

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryō/nanbyō/portal/seido/stopcovid19encho.html>

(2) 肝炎

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryō/josei/kanen/kanen_iryōken_kikanenchou.html

4 東京都単独実施の医療費助成

東京都単独で実施している下記の医療費助成につきましても、当通知と同様の措置を講じる予定です。決定次第、追って通知いたします。

- (1) 難病医療費助成（東京都単独疾病）
- (2) 特殊医療（人工透析を必要とする腎不全）

5 添付資料

- ・「児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令の公布及び施行について」（令和2年4月30日付健発0430第3号・障発0430第5号厚生労働省健康局長、社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）（別添1）
- ・「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた公費負担医療等の取扱いについて」（令和2年4月30日付厚生労働省健康局総務課、がん・疾病対策課、結核感染症課、難病対策課、社会・援護局援護・業務課事務連絡）（別添2）
- ・「令和2年厚生労働省令第92号」（児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令）（別添3）
- ・「有効期間の延長等に関するQ&A」（別添4）

【問合せ先】 東京都福祉保健局保健政策部疾病対策課

- | | |
|--|--|
| ○制度全般に関すること。 担当：疾病対策担当 廣瀬、山口 電話番号：03-5320-4471 | ○肝炎、肝がん・重度肝硬変に関すること。 担当：疾病対策推進担当 武内、横山 電話番号：03-5320-4476 |
| ○申請事務に関すること。 担当：難病認定担当 原田 電話番号：03-5320-4472 | ○ファクシ番号：03-5388-1437（共通） |